

事 務 連 絡

令和 3 年 11 月 17 日

市内事業所各位

神戸市福祉局障害者支援課長

神戸市障害福祉サービス新規採用支援職員に関する
住宅手当等補助事業の令和 3 年度分受付について

日頃より本市障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市においては令和 2 年度より、市内の事業所に新規に雇用された一定の支援職員に対して家賃助成を行っている事業者へ補助金の支給を行う事業を行っております。つきましては、令和 3 年度分の受付期間が決まりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象

職員要件及び事業所要件をいずれも満たす場合

(職員要件)

下記の全てを満たすもの

- ・令和 2 年 4 月 1 日以降に神戸市内の事業所に新たに採用された障害福祉サービス支援職員（直接支援・介護を行う職員。看護職員や事務職員は対象外です。）
- ・雇用された日から 3 年以内であること
- ・正規職員であること
- ・雇用日から 3 か月以前の住所が、事業所の所在する行政区以外であること

(事業所要件)

市内の事業所のうち下記のいずれかを満たすもの

- ・住宅手当制度を現に有する、または当該年度中に新設する法人
- ・補助対象支援職員の宿舍として民間賃貸住宅棟の居室を借り上げ、補助対象支援職員に宿舍として居住させている法人。ただし、法人等が所有する居室は除く。

2. 対象期間

雇用された日から 3 年間

※申請は毎年度必要です。昨年度に申請をされた方の分についても今年度の申請が必要です。

3. 補助金額

補助対象職員を雇用した月数に 14,000 円を乗じて得た額と、法人が負担する補助対象

経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を比較して少ない方の額。ただし、雇用期間に1月に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4. 受付期間

令和3年11月17日（水）～令和3年12月17日（金）

※電子メールでもご申請いただけます。

<今後の流れの参考>

事業者：（事） 神戸市：（神）

（事）申請→（神）決定通知→（事）3月頃実績報告→（神）3月下旬補助金額確定通知→（事）3月下旬請求→（神）支払い

5. その他

神戸市ホームページにて、要綱や申請様式を公開しておりますので、必要に応じてご参照ください。QA集も載せておりますので、ご活用ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jiritsushien/r021117_jinzai/jutakuhojo.html

<問い合わせ先>

神戸市福祉局障害者支援課
居宅支援担当

Tel : 078-322-5230